

今回のテーマ：「マイナンバー制度が始まる その6」

先頃、国税庁HPのマイナンバーFAQが追加されました。その中から、特に事業者からの問い合わせが多い「源泉所得税関係に関するFAQ」のいくつかを簡潔にお知らせします。

Q1 扶養控除等申告書に記載した扶養親族が年の途中で結婚や就職等により扶養親族に該当しなくなった場合は、二重線などで補正させてよいですか。

A1 問題ありません。

なお、規定上は改めて異動申告書を提出することになっています。

Q2 扶養控除等申告書はいつまで保管する必要がありますか。

A2 税務署長から提出を求められた場合を除き、7年間（平成28年分は平成36年1月10日まで）保存する必要があります。

Q3 扶養控除等申告書の個人番号部分をマスキングした上で保存してもよいですか。

A3 マスキングした上で保存することはできません。

記載事項の一部にマスキングをした場合、原本を保存しているとはいえません。

Q4 退社した従業員の個人番号は、退社後すぐに廃棄しなければなりませんか。

A4 7年間保存しなければなりません。

税法等で保存期間が定められていない書類や個人情報ファイルで必要がなくなったものは、できるだけ速やかに廃棄または削除する必要があります。

Q5 扶養控除等申告書の提出を受ける際に、従業員から特定個人番号カードの提示があった場合、その写しを保管する必要がありますか。

A5 必要ありません。

なお、本人確認の記録を残すために保管することはできます。その場合は安全管理措置を適切に行う必要があります。

Q6 源泉徴収簿には個人番号の記載が必要ですか。

A6 必要ありません。

